

多良木町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた身体的及び精神的被害の回復及び軽減を図り、もって町民等が安心安全に暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等による被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解等による心ない言葉又は行動、インターネットを通じて行われる中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、又は通勤若しくは通学し、又は滞在している者及び町内において事業活動を行っている物をいう。
- (5) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることがないように行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、総合的に実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、被害者支援センター等関係機関と相互に連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活の支援)

第7条 町は、犯罪被害者等が安心して日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、福祉サービス等の支援を行うものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪被害者等に対して、規則で定めるところにより、犯罪被害者等見舞金を支給することができる。

(居住の安定)

第9条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(町民等の理解の促進)

第10条 町は、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要性等について町民等の理解を深めるため、啓発に務めるものとする。

(個人情報の取扱いについての配慮)

第11条 町、町民等及び関係機関等は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いについて特に配慮しなければならない。

(支援の制限)

第12条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を容認した場合又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う組織に属していた場合のほか、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。